

掲載箇所	訂正前	訂正後
28頁 12行目	境対策も、伝搬経路を断つことの重要性は	境対策も、 <u>伝播経路</u> を断つことの重要性は
29頁 4行目	牛、豚、家禽、馬について個別	牛、豚、家禽、馬等（ <u>イノシシ、シカ、ダチョウ</u> などを含む）について個別
73頁 4-5行目	ワクチンとは特定の疾病に対する免疫反応を増強するために作られた生物学的製剤（微生物、動物を起源とする製剤）である。	<u>ワクチンとは特定の疾病に対する免疫反応を増強するために製造された生物由来（植物を除く微生物、動物などの生物由来）の物質である。</u>
73頁 11-12行目	動物用ワクチンは薬事法に基づいて動物用生物学的製剤に分類されている。動物用生物学的製剤はさらにワクチン、診断液、免疫血清に分けられる。	動物用ワクチンは薬事法に基づいて動物用生物学的製剤に分類され、この <u>動物用生物学的製剤には、ワクチンのほかに、診断液、免疫血清などが含まれる。</u>
79頁 16行目	混合ワクチン（combined vaccine または mixed vaccine）は1種類以上の病原体を混ぜて	混合ワクチン（combined vaccine または mixed vaccine）は2種類以上の病原体を混ぜて
82頁 17-20行	さらに、動物接種したとき、欠損した遺伝子がコードする蛋白には抗体が作られないため、ワクチン株の感染が野外株の感染かが抗体で識別できる、という長所がある。豚コレラワクチン株(GPE <sup>-</sup> 株)や豚オーエスキー病生ワクチン株(gI,tk <sup>-</sup> :糖蛋白gI 遺伝子の一部欠損とチミジンキナーゼ tk 遺伝子の不発現)はその好例である。	その好例は豚コレラワクチン株 (GPE <sup>-</sup> 株) や豚オーエスキー病生ワクチン株 (gI,tk <sup>-</sup> :糖蛋白gI 遺伝子の一部欠損とチミジンキナーゼ tk 遺伝子の不発現) である。特に後者の場合、動物接種したとき、欠損蛋白には抗体が作られないため、ワクチン株の感染が野外株の感染かが抗体で識別できるという長所もある。
283頁 図4-89の説明	管理者は、バランスポイントのところからフライトゾーンに入り、家畜の進行方向と逆に進むことにより、誘導路の牛を前に進めることができる。	管理者がフライトゾーン内でバランスポイントを前から後ろに横切ることにより牛は前進する（管理者がフライトゾーンに前から入ると牛は後退するが、すでにフライトゾーンに管理者が入っている場合には、バランスポイントを前から後ろに横切ることにより前進する）。
384頁 21-31行目	日本ではレンダリング関連の事故の発生は2000年まではなかったが、2001年に輸入肉骨粉が原因と考えられるBSEの発生があった。 牛は食肉処理の段階でBSE検査を受け安全性が確認されたものだけが食用等に利用されているが、BSEのリスクが高い特定危険部位は適切に除去し処理された後に、焼却されている。さらに、牛の肉骨粉等についても一定以上の温度気圧で処理され、安全性が確認された蒸製骨粉等を除き、安全性が確保されていないものは全て焼却されている。	日本ではレンダリング関連の事故の発生は2000年まではなかったが、2001年に輸入肉骨粉が原因と考えられるBSEの初めての発生があった。その後、2009年1月の <u>36例目の発生を最後に終息している。</u> 牛肉は食肉処理の段階でBSE検査（ <u>現行の規定では、48か月齢超を全頭検査とする</u> ）を受け安全性が確認されたものだけが食用等に利用されているが、BSEのリスクが高い特定危険部位は適切に除去し処理された後に、焼却されている。さらに、牛をはじめとする反芻家畜の肉骨粉等については、 <u>農林水産大臣の安全確認が得られた養魚用以外、肥料用以外のものは全て焼却されている。</u>